

## 箱根町子ども・子育て会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項第 1 号及び第 2 号において「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、箱根町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (組織等)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども（法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第 3 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (専門委員)

第 4 条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条例第

2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

(36) 箱根町子ども・子育て会議委員

第3条第1項ただし書中「第36号」を「第37号」に改め、同条第2項中「第35号」を「第36号」に改める。

別表中

「

箱根町国民保護協議会委員	同	8,000円
--------------	---	--------

を

」

「

箱根町国民保護協議会委員	同	8,000円
箱根町子ども・子育て会議委員	同	8,000円

に

」

改める。